



新最賃発第11号
令和8年8月21日

新潟労働局長
黒部恭志 殿

新潟地方最低賃金審議会
会長 長谷川雪子

新潟県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和8年8月5日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記の特定最低賃金について改正決定する必要はないとの結論に達したので答申する。

記

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
（平成20年新潟労働局最低賃金公示第2号）

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金
（平成20年新潟労働局最低賃金公示第3号）

新潟県各種商品小売業最低賃金
（平成20年新潟労働局最低賃金公示第4号）